

○東京藝術大学社会連携センター規則

〔平成19年3月22日〕
制 定

改正 平成22年5月21日 平成24年4月1日
平成25年10月24日 平成26年7月17日
平成28年3月24日 平成28年9月15日
令和4年3月3日 令和4年5月26日
令和5年3月23日 令和5年6月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学社会連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の社会連携に関する基本方針の策定に関すること。
- (2) 本学の社会連携に関する教育研究の発展充実に関すること。
- (3) 本学の社会連携活動を推進するための企画、立案及び実施に関すること。
- (4) 本学の産学公連携に関すること。
- (5) 本学の社会連携活動に係る総合窓口及び学内関係部局との連絡調整に関すること。
- (6) 本学の社会連携活動推進のための情報の提供に関すること。
- (7) その他本学の社会連携活動を促進するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに教授、准教授、講師、助教、助手及びその他必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の資格、選考及び任期については、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名する教員をもって充てる。

- 2 前項に掲げる副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターに運営委員会を置き、センター長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の社会連携に係る基本方針に関する事項

- (2) センターの管理運営に関する基本的事項
 - (3) 本学の社会連携に関する教育研究の発展充実に関する重要事項
 - (4) 特任教員、特任研究員の採用等に関する事項
 - (5) 本学の教育研究成果、知的財産の活用を通じた社会連携活動に関する基本的事項
 - (6) 地方自治体又は産業界等との連携協定に関する事項
 - (7) 本学の社会連携活動推進のための情報の提供に関する基本的事項
 - (8) その他センター長が必要と認めた事項
- 2 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 運営委員会は、議長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
- (1) 学長が指名する理事 若干人
 - (2) 副センター長
 - (3) 美術学部長
 - (4) 音楽学部長
 - (5) 大学院映像研究科長
 - (6) 大学院国際芸術創造研究科長
 - (7) 大学美術館長
 - (8) 演奏芸術センター長
 - (9) 芸術情報センター長
 - (10) 藝大アートプラザ所長
 - (11) 事務局長
 - (12) その他センター長が第3号から第9号までに掲げる当該部局長と協議の上、指名する者 若干人
- 4 前項第12号に掲げる委員は、学長が任命する。
- 5 前項第12号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究部)

第8条 センターに、第3条に規定する業務を推進するため、研究部を置く。

- 2 研究部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 センターに関する事務は、社会連携課が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、初めて任命される第6条第1項第1号に掲げる副センター長及び運営委員会委員の任期は、第6条第2項及び第7条第5項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月15日から施行する。